

No. 331

全 仏

9/62

全仏財団創立30周年記念特集 / 日本仏教界への提言(9-14面)



日本の仏教徒の 世界平和のための祈願文

慎しみ敬って大思教主釈迦牟尼世尊を仰ぎ奉り、千四百年の伝統に輝く日本の仏教徒を代表して、世界の平和を希う私たちの真情を申し上げます。

思えば、これまで世界の歴史の中で平和が叫ばれたのは、必ず、心ならずも引き起こしてしまった戦争の悲惨と結びついていました。今日に於いては、産業化の進展と人口の増加によって地球は愈々狭くなり、人類は最早自我を主張するよりは、他との強調を真剣に実行しなければ当事者のみならず、全体が滅亡してしまう危機的な情況に直面しております。私たち日本の仏教徒は、今日に於いて世界の平和の顕現こそ、人類の存亡にとって喫緊事であり、仏陀の慈悲の精神に生きることが世界の平和の顕現のための秘鍵であることを確信します。私たちの世界平和を希求す、小さな祈りがやがて大河となって洶々として世界を蓋い仏国土がこの地に顕現することを願います。

(写真は比叡山宗教サミットで祈願文を読み上げる小峰順誓全仏副会長)

— 関連記事二面 —

WFB 執行委員会開く

次回大会はロスときまるときまる

たもので、日本での開催は昭和五十三年の第十二回世界仏教徒会議日本大会以来、WFB副会長、事務総長をはじめ八ヶ国より十五名が来日、また日本からは、野口全仏事務総長をはじめ、執行委員である杜多全仏国際文化部長ら数名が出席した。

WFB会長のサンヤ・ダルマサクテイ氏は、当初の予定では比叡山宗教サミットに仏教界代表として、また当会議では議長として出席する予定であったが、急病のため来日できず、代理として、WFB副会長のミヤバラ・スナオ氏が議長を務めることになった。

WFB（世界仏教徒連盟）の第三十六回執行委員会、GRCBB会議（世界の仏教徒によるルンビニー計画へ協力する為の会議）が去る八月五日、六日、京都ランドホテルで開催された。

WFB執行委員会



この会議の京都開催は、全仏財団創立三十周年記念事業の一つとして計画され

することに決定した。

GRCBB会議の 委員、顔ぶれきまる

翌日八月六日はWFBのGRCBB会議が開催された。この会議は、昨年十一月に開催された第十五回ネパール大会にその結成が承認されたもので、仏陀生誕の地ルンビニーの開発計画に協力するための世界の仏教徒による委員会である。本年三月にバンコクにて第一回会議が開催され、今回で第二回目。会議では、GRCBBのメンバー構成、活動内容等について協議された。その結果本年十一月にネパール、カトマンズにおいて常任委員会を開催し、ネパール国におけるルン

を備え、約百名の収容可能という大寺院である。なお同寺院の視察の意味も含めて、次回のWFB執行委員会は来年二月にロサンゼルスで開催

ビニー計画の担当機関であるルンビニートラストの長であるギアネンドウラ殿下をはじめとする関係者と会見、ルンビニー計画、マスタープランにある各建築物完成のための最新の必要経費等につき確認することになった。なお、GRCBBの委員の中で、主たる活動にあたる常任委員五名のひとりに、本会の杜多国際文化部長が選出された。

今回来日し、会議に出席した執行委員、GRCBB委員は以下のメンバーである。

ミヤバラ・スナオ（ハワイ）、デー・ティン・チュー（マレーシア）、クー・レン・ファン（マレーシア）、R・S・ガバ（インド）、ウォン・ウアン・ティン（香港）、ステラ・ティエン（台湾）、比丘アムリタナング（ネパール）、ロック・ダルシヤン（ネパール）、リチャード・パウ（ハワイ）、ブリン・ボンバニジ（タイ）、ジャナカ・エディリシゲ（スリランカ）、タイのWFB本部より、アラサート・ルアングスカル、アラソーン・ブンチョム、マリカ・チャララク、小谷亀太郎（順不同敬称略）

盛大に歓迎。パーティー

八十名
が参加

WFB執行委員歓迎パーティーが、八月五日午後六時より京都ランドホテルにて開催された。今回来日した執行委員約二十名、日本側からは全仏加盟宗派、県仏、諸団体より約六十名が参加し盛大なパーティーとなった。

開会にあたり、阿部野竜正全仏会長があいさつ、続いて、執行委員を代表し、WFBハワイセンターのミヤハラ・スナオ氏のあいさつ、渡辺静波浄土真宗本願寺派総長による乾杯がおこなわれた。宴たけなわの中、舞台では、WFBよ

歓迎パーティーで、舞台にあがったWFB執行委員の面々



り、全仏財団創立三十周年を記念して、法輪のマークの入った楯が、全仏を代表した古賀制二真宗大谷派宗務総長に授与され、日本側からも執行委員各位に記念品が贈呈された。
杜多全仏国際文化部長の司会、松濤弘道氏の流長な通訳のもと、京都の舞妓さんも登場して、終始なごやかに会は進み午後八時頃、閉会となった。
執行委員は、五日、六日の会議を終え七日に京都市内観光、寺院参拝を行い、八月八日、無事に帰路についた。

比叡山宗教サミット

15ヶ国の代表ら500人が参集 「平和への道」を提言

「比叡山宗教サミット」が、去る八月三、四の両日、比叡山及び京都宝ヶ池プリンスホテルを会場に開催された。
海外からは、仏教をはじめキリスト教、イスラム教など十五ヶ国二十三人の代表が、国内は山田恵諦天台座主を筆頭に約五百人の各宗教代表が参加した。
まず三日は、午後五時から歓迎式典が



平和への提言を読みあげる
阿部野全仏会長

平和への提言

全日本仏教会会長
高野山真言宗管長
阿部野 竜正

宝ヶ池プリンスホテルで催され、この席で、外国からの参加者が一人ひとり紹介された。つづいて歓迎レセプションが、華かに行われ、第一目を終了。
四日は午前九時から、同ホテルでサミット会議が開かれ、阿部野竜正全仏会長

をはじめとする各宗教代表者から、「平和への道」が提言された。
午後からは会場を比叡山へ移し、三十分、大梵鐘の音を合図に、各宗教代表者がそれぞれの方法で「平和の祈り」をささげ、全ての日程を終えた。

私たち日本の仏教徒が「平和」に就いて思いを巡らすとき、先ず最初に思い浮かぶのは、六世紀に日本の仏教の礎を築き、千四百年を経た今日に於いても猶、国民から深く尊敬されている聖徳太子の

「和をもって貴しとなす」という言葉であります。聖徳太子は、多くの争いを見つめて平和への願いを訴えたのでありましたが、この言葉は現代に生きる私達にとっても極めて重大な意味を持っているように思われるのであります。殊に私たち宗教家にとっては、特別の響きをもって迫ってくるように思われるのであります。

人間の歴史を省みれば、歴史を彩るのは、平和より争いや戦争であり、殊に宗教と宗教との関係は、眼をそむけるよう

な光景や耳をふさぐような罵声に特徴づけられており、争い疲れてはじめて人々は寛容の精神に目覚めたのであります。十八世紀後半に始まった産業化の波は大きくうねりつつ次第に地球を狭くし、一つにしてきました。我国は二百五十年におよぶ鎖国、つまり国際的な関係を断絶した経験を持しておりますが、今日の世界に於いては、こうしたことは最早、不可能であります。国家と国家の関係は、今後いよいよ緊密化してゆくであろうことは想像に難くないのであります。

こうした現状のなかで、此度、世界各地から諸宗教、諸教派の代表者の方たちが短い期間ではありますが様々な制約を乗り越え、比叡山に集合して平和のために共に祈り、共に語ることは、世界平和



宗教サミットの参加者たち

にとつて極めて意義ぶかいことであります。と申しますのは国家と国家の関係の緊密化に対応して、宗教と宗教もこれからは、相互理解を深めなければならぬという声に即応するものであるからであります。顔と顔を見合せて語るということとは、先入観や偏見から人を自由にして呉れます。このことがどれほどこれまで憎しみの対象であったかも知れなかった他の宗教の存在を認めることに役立つかは言をまたないのであります。今日このことは大変重要なことであることは言うまでもありません。そして、これは平和への第一歩であります。

処で実は、宗教と宗教との間の平和的共存ということでは、我国は千年以上に及ぶ経験を己に有しているのであります。この経験が、此度の宗教サミットの際にも諸宗教が連帯して開催する風土を生ん

靖国神社公式参拝中止

要請書を自民党に提出

去る八月十二日、川島総務部長と齋藤社会部長は、自由民主党本部を訪ね、中曾根康弘自由民主党総裁・内閣総理大臣あての「靖国神社公式参拝中止の要請」書を提出した。

これは、本会が過去六回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反

なのであります。そしてこのことは、今日の世界の状況のなかで宗教と宗教の間の平和と相互理解の問題を考える場合に一つの生きた参考となることでありましよう。

私は、宗教と宗教の間の相互理解が進めば進むほど、絶対者の名前はさまざまに呼ばれようとも、呼ばれる以前の未だ言葉に定着しない人間の心と心は、互いが人間であり、人間以外の何者でないことを認め合うかぎり、十全の交流が可能であることを疑いません。そうして宗教による平和がこの地上に実現するためには、比叡山を開かれた伝教大師が語られた「一隅を照らす」ことから、更には仏教の原点である慈悲の心を基調として地道に一步一步すすむことが肝要であることを銘記するものであります。

対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会（細川景一委員長）が、理事長に答申したものである。

靖国神社公式参拝中止の要請

本会は、過去六回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」

に関し声明を発表して反対の意志表明を行ってきました。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

したがって、この宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝をすることは、それがいかなる形式であれ、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に違反することは疑いの余地がありません。

戦没者を追悼することは、遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであると考えますが、もしこれを国家の名において行うのであれば、それは戦争によってかけがえない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、平和に對する願いをこめて鄭重になされるべきであり、しかも遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう、その遺族がいかなる宗教的方法をもってしても礼拝できるような形式をとるべきであります。

聞くところによれば、来る八月十五日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に首相及び閣僚が靖国神社に公式参拝することを中止されたとのことであります。

今後とも首相及び閣僚が公人としての良識をもって、靖国神社に公式参拝を行わないことを、ここに本会は要請するものであります。

静岡、津、岐阜北、大津 四税務署に抗議文

「いきすぎた税務調査」

前号で紹介

した通り(全
仏七月号「静
岡市のいきす

ぎた税務調査
税務指導)、

静岡市をはじめ
滋賀県大津

市、三重県津
市等での税務

署による調査
が問題になっ

ているが、こ
れについて全

仏では、早速
去る六月二十

五日に全仏税
務委員会を開

き、今後の対
応についての検討をおこなった。

その結果、この件は憲法に定める政教
分離の原則に違反する行為であり、抗議
の必要があることが、全員一致で確認さ
れた。

具体的な抗議の方法としては、日本宗
教連盟(日宗連)を通して抗議文を提出
することに決定。それは、先に関東信越

国税局管内の群馬県税務署が、群馬県仏
教会に行なった税務調査に対して、日宗
連から文書によって抗議するとともに、

調査理由等を問い、その結果、調査が撤
回されたという経過によるものである。

日宗連では、この件を日宗連税制特別
委員会で審議し、左記のような抗議文を

残暑御見舞い申し上げます

曹洞宗宗務庁

| | |
|------|------|
| 管 長 | 梅田信隆 |
| 宗務総長 | 檜山大典 |
| 参 議 | 田辺哲崖 |
| 参 議 | 岡田巳成 |
| 人事部長 | 朝日泰峯 |
| 教学部長 | 藏山光堂 |
| 総務部長 | 来馬規雄 |
| 教化部長 | 近藤恒良 |
| 財政部長 | 横山敏明 |
| 伝道部長 | 吉井道樹 |
| 出版部長 | 東雄鳳 |

東京都港区芝二一五二一
〒105 〇三(四五四)五四一

大阪府仏教会

| | |
|------|------|
| 会 長 | 鈴木龍珠 |
| 副会長 | 増田貞円 |
| 同 | 芳滝直樹 |
| 同 | 西田亨心 |
| 同 | 鎌原佑元 |
| 事務局長 | 井桁雄弘 |

(事務局)

大阪府住吉区墨江三一七七八
〒558 〇六(六七一)三二五九
大圓寺内 三〇一一

黄檗宗大本山萬福寺

| | |
|------|-------|
| 宗務総長 | 永田泰嶺 |
| 財務部長 | 川口龍昭 |
| 庶務部長 | 佐々木静雄 |
| 教学部長 | 近藤博道 |

宇治市五ヶ庄三番割三四
〒611 〇七(七四三三)三九〇〇

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電 話 代表(841) 4965

七月二十九日付で、静岡、津、岐阜北、大津のそれぞれの税務署長宛に送付した。なお、回答は未だ得ていない。

「決算書類等の提出の依頼について」に関する所見及び質問書

(前略)当連盟は表記の件について、つぎのとおり所見を述べ合わせて質問を致します。私共は、表記の文書を慎重に検討いたしました。表記文書は憲法に保障された信教の自由等に抵触し、宗教法人法、法人税法等法令違反の疑いが明らかですので、重大な関心をもって対応しております。

昭和六十一年七月八日付で前橋税務署長も群馬県宗教連盟の理事会で同様の法定外文書を示し、協力方の要請がありました。当連盟は、添付資料の如き所見と質問書を昭和六十一年八月二日付で同税務署長に提出しましたところ、同法定外文書の配布は撤回されました。相前後して同様の法定外文書がだされていた新潟県内、茨城県内の各地でも配布が撤回されたという例があります。

ここで示された所見は、今回の貴税務署が出された表記文書に対してもそのまま当連盟の所見として維持されるべきものと考えておりますので、ここに改めて表記文書に対する所見として引用致します。

そして、以下の点について、質問を致しますので御多忙のところ恐縮であります。御回答賜りますようお願い申し上げます。

一、今回の照会及び書面提出要求の具体的・合理的理由を示されたい。
二、今回の照会は、完全な任意提出であり、かつ不提出による不利益はないものと理解するが、このように理解してよろしいか。もし、そうでないとすれば、実質的な事前調査と解され、申告制度のもとで、いかなる根拠条文に基づきこの種の調査ができるのか示されたい。
三、本件での配布行為は、〇〇税務署長の指揮監督のもとに、担当官により行なわれたと解しているが、事実誤り

はないか。
四、表記文書は宗教法人の非課税にあたる部分にまでその書類の提出を求めているが、税務官庁が宗教活動で非課税にあたる部分にまで調査できるとすれば、いかなる根拠条文に基づき、それができるのか示されたい。
五、宗教活動決算書類等の提出要求は、法人税法(五号)、同法別表一等で明らかに非課税とされているものであり、このような内容の提出要求は、憲法二十条、及び宗教法人法八四条に違反すると思われるがどうか。

全仏、61年度事業報告

- 総務部 —
- 4・17 高野山真言宗管長晋山式参列
 - 18 観桜会出席
 - 26 醍醐派管長晋山式参列
 - 5・2 全仏事務担当者連絡委員会
 - 12 監査会
 - 13 妙心寺派管長晋山式参列
 - 20 理事会
 - 25 念法真教北海道別院落慶式参列
 - 6・24 全仏事務担当者連絡委員会
 - 27 文化庁宗務課との懇談会
 - 7・24 常務理事と同和委員の協議会
 - 8・28 大徳寺派訪問
 - 29 比叡山宗教サミット発会式出席

- 9・1 東京都慰霊協会「秋期慰霊法要」
- 9・18 本願寺派主催「全戦没者追悼法要」参列
- 26 宗教サミット運営委員会出席
- 10・29 自民党国会議員との懇親会
- 30 宮入俊光師(常務理事)葬儀参列
- 11・12 中外日報90周年記念祝賀会出席
- 13 宗教サミット運営委員会出席
- 23 孝道教団開顕50周年記念祝賀会出席
- 12・3 天台宗宗務総長本葬参列

- 12・7 成田山眞首本葬参列
- 10 朝枝実彬信教の自由に関する委員会委員長本葬参列
- 東京ブイストクラブ成道会出席
- 12・16 常務理事会
- 16 宗教と税制に関する国会議員との懇談会出席
- 1・20 自民党大会出席
- 24 宗教サミット運営委員会出席
- 2・4 理事会・評議員会、新年懇親会
- 18 包括宗教法人等管理者研究協議会出席
- 3・10 東京都慰霊協会「春期慰霊法要」
- 15 成田山眞首晋山式参列
- 〇事務総局局内会議(二六回)
- 〇日本宗教連盟(日宗連)関係
- 理事会(七回)出席、日宗連税制特別委員会(五回)出席、日宗連幹事会(十回)出席
- 財務部 —
- 5・27 「席貸し」問題関係者懇談会
- 6・10 国税庁との「席貸し」問題に関する折衝
- 7・9 国税庁との「席貸し」問題に関する折衝
- 9・12 自由民主党税制調査会並びに自由民主党組織委員会に税制改正に関する「要望書」提出
- 9・27 財務担当者会議
- 12・11 国税庁へ「反面調査」に対する抗議
- 国税庁より「席貸し」問題に関する回答を受ける

| | | | | | | | |
|------|-----------------------------------|-------|---|---------------------|---------------------------------|-------|----------------------------------|
| 3・25 | ○税務委員会(六回) | 5 | 第2回「部落解放基本法制定」を求める宗教者総決起集会の協力再要請 | 6・10 | 都道府県仏代表者会議 | 21 | ギャネンドウラ殿下ご夫妻歓迎会出席 |
| 4・14 | ○宗教法人セミナー(七回) | 6 | 第2回同宗連実践交流懇談会出席 | 8・6 | 靖国神社公式参拝中止の要請書提出 | 23 | ギャネンドウラ殿下ご夫妻歓迎会出席 |
| 25 | 同宗連研修会出席 | 12 | 基本法実行委員会出席 | 9・29 | 都道府県仏代表者会議 | 26 | ギャネンドウラ殿下ご夫妻歓迎会出席 |
| 30 | 「基本法」中央実行委員会第4波中央集会参加 | 25 | 「基本法」中央実行委員会第6波中央集会参加 | 10・9 | 埼玉県佛教徒大会出席 | 9・4 | 国際専門委員会開催 |
| 5・1 | 「差別問題と業論」について加盟教団に依頼 | 30 | 「第2回部落解放基本法制定を求める宗教者総決起集会」開催 | 11・13 | 長野県仏教徒大会出席 | 10 | 日華仏教交流大会出席 |
| 8 | 基本法制定を求める署名運動協力要請 | 10・13 | 基本法実行委員会出席 | 12・8 | 全日本仏教連合会成道会出席 | 10・6 | 第4回全仏囲碁大会開催 |
| 20 | 基本法実行委員会出席 | 11・11 | 「基本法」中央実行委員会第7波中央集会参加 | 1・14 | 埼玉県佛教会新年会出席 | 15 | 第19回日本仏教文化会議開催 |
| 30 | 同宗連研修会出席 | 18 | 地域改善対策協議会の意見具申についての見解を政府総務長官並びに部長両氏に文書で提出 | 3・6 | 全日本仏教青年会埼玉大会出席 | 21 | 日韓仏教交流大会出席 |
| 6・9 | 基本法制定を求める署名運動協力要請 | 21 | 同宗連第1回部落解放基礎講座出席 | 19 | 浄土宗推薦議員懇親会出席 | 27 | 讃謨歌公演出席 |
| 19 | 部落解放研究所、宗教部会出席 | 21 | 加盟教団に「業論」について2回目の問題提起問い合わせ | ○毎月二回法律相談 | ○政経文化パーティー28回出席 | 11・25 | 第15回WFBネパール大会出席 |
| 30 | 基本法実行委員会出席 | 12・8 | 世界人権宣言38周年記念東京集会参加 | ○信教の自由に関する委員会(三回)開催 | ○国際文化部 | 12・2 | 並びにルンビニー視察、並びに「大会参加とルンビニー参拝の旅」実施 |
| 7・1 | 曹洞宗被差別戒名物故者法要参列 | 9 | 第6回同和研修会 | 4・21 | WFB執行委員会出席 | 26 | 日本スリランカ仏教交流の夕べ出席 |
| 18 | 基本法実行委員会出席 | 26 | 同宗連研修会出席 | 5・14 | 韓国花まつり参列 | 12・5 | 日華仏教交流協会会議出席 |
| 21 | 同宗連研修会出席 | 28 | 部落解放同盟連統講座出席 | 15 | 第20回ネパールロビー出席 | 8 | 駐ネパール金子大使と会談 |
| 30 | 基本法実行委員会出席 | 29 | 「基本法」中央実行委員会第9波中央集会出席 | 17 | 日本ネパール協会61年度通常総会並びにバント参事官歓送会に出席 | 26 | ネパール国王誕生パーティー出席 |
| 8・6 | 基本法実行委員会出席 | 14 | 部落解放同盟連統講座出席 | 6・3 | 仏教音楽祭出席 | 2・7 | ネパール国考古学者タバ氏と会談 |
| 22 | 「いのち・愛・人権展」開会式参列 | 9 | 第9回部落解放研究所会員会議出席 | 5 | 全青協現代名僧墨蹟展出席 | 18 | 国際協力会パーティー出席 |
| 22 | 「いのち・愛・人権展」開会式参列 | 26 | 上杉佐一郎部落解放同盟中央本部委員長、出版記念の集い参加 | 9 | 囲碁記念対局開催 | 3・5 | 駐スリランカ新旧大使祝賀会出席 |
| 22 | 「部落解放基本法制定」を求める宗教者総決起集会(第2回)の協力要請 | 14 | 部落解放研究所、宗教部会出席 | 7・3 | 文化会議運営委員会 | 17 | 国際専門委員会開催 |
| 9・1 | 基本法実行委員会出席 | 26 | 部落解放研究所、宗教部会出席 | 8 | 都民お盆まつり出席 | 26 | WFB執行委員会 |
| 2 | 部落解放研究所・宗教部会に出席発表 | 3・14 | 同和委員会(八回)開催 | 7・3 | 都民お盆まつり出席 | 28 | 仏英研シンポジウム出席 |

○各部会部会長副会長会議(二回)、総務部会(四回)開催

昭和61年度 財団法人全日本仏教会歳入歳出決算書

歳入 予算額 金 92,151,000円 決算額 金 87,549,864円
 歳出 予算額 金 92,151,000円 決算額 金 84,811,140円
 歳入歳出決算剰余金 金 2,738,724円

歳入の部

| 科 | | 目 | 予算額 | 収入済額 | 対 子 算 | |
|----------|------------------------|---|-------------------------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 款 | 項 | 目 | | | 収入超過額 | 収入未済額 |
| 1. 負担金 | 1. 各宗派負担金 2. 各団体負担金 | | 83,951,000 ^円 | 79,484,000 ^円 | 0 ^円 | 4,467,000 ^円 |
| | | | 73,997,000 | 71,335,000 | 0 | 2,662,000 |
| 2. 寄附金 | 1. 寄附金 | | 9,954,000 | 8,149,000 | 0 | 1,805,000 |
| | | | 1,500,000 | 540,000 | 0 | 960,000 |
| 3. 未納徴収金 | | | 1,500,000 | 540,000 | 0 | 960,000 |
| 4. 基金果実 | | | 1,500,000 | 1,228,000 | 0 | 272,000 |
| 5. 雑収入 | | | 900,000 | 739,400 | 0 | 160,600 |
| 6. 繰越金 | | | 2,300,000 | 2,589,714 | 289,714 | 0 |
| | | | 2,000,000 | 2,968,750 | 968,750 | 0 |
| 歳 入 計 | | | 92,151,000 | 87,549,864 | | 4,601,136 |

歳出の部

| 科 | | 目 | 予算額 | 支出済額 | ○増 △減 流用額 | 予算残額 | 付 記 |
|------------|-----------|-------------|-------------------------|-------------------------|--------------|------------------------|----------------|
| 款 | 項 | 目 | | | | | |
| 1. 事務総局費 | 1. 人件費 | | 64,390,000 ^円 | 62,926,508 ^円 | | 1,463,492 ^円 | |
| | | | 47,540,000 | 46,763,201 | | 776,799 | |
| | | 1. 職員俸給 | 16,500,000 | 16,447,500 | | 52,500 | |
| | | 2. 諸給 | 22,340,000 | 22,313,954 | | 26,046 | |
| | 2. 事務費 | 3. 厚生費 | 3,400,000 | 2,701,747 | | 698,253 | |
| | | 4. 退職積立金 | 5,300,000 | 5,300,000 | | 0 | |
| | | | 10,050,000 | 9,598,902 | | 451,098 | |
| | | 1. 借館借室費 | 3,700,000 | 3,700,000 | | 0 | |
| | | 2. 通信費 | 1,800,000 | 1,803,480 | ○ 3,480 | 0 | 第7目より流用 |
| | | 3. 消耗費 | 400,000 | 390,658 | | 9,342 | |
| | | 4. 光熱費 | 2,000,000 | 1,672,646 | | 327,354 | |
| | 3. 旅費 | 5. 備品費 | 800,000 | 823,740 | ○ 23,740 | 0 | 第7目より流用 |
| | | 6. 印刷費 | 1,000,000 | 918,907 | | 81,093 | |
| | | 7. 諸雑費 | 350,000 | 289,471 | △ 27,220 | 33,309 | 第2第5目へ流用 |
| | 4. 関西事務局費 | 2,300,000 | 2,254,920 | | 45,080 | | |
| 5. 渉外費 | 2,000,000 | 2,000,000 | | 0 | | | |
| 2. 総務部費 | 1. 会議費 | | 2,500,000 | 2,309,485 | | 190,515 | |
| | | | 6,100,000 | 3,884,414 | | 2,215,586 | |
| | | | 3,500,000 | 1,313,958 | | 2,186,042 | |
| | | 1. 理事会費 | 1,200,000 | 526,308 | | 673,692 | |
| | 2. 評議員会費 | 400,000 | 302,300 | | 97,700 | | |
| 2. 共通事項処弁費 | 3. 諸会議費 | 1,500,000 | 411,050 | | 325,700 | | |
| | 4. 各種委員会費 | 400,000 | 74,300 | | 1,088,950 | | |
| 3. 財務部費 | | 2,600,000 | 2,570,456 | | 29,544 | | |
| | | 2,400,000 | 2,040,691 | | 359,309 | | |
| 4. 同和推進部費 | 1. 調査研究費 | 2,400,000 | 2,040,691 | | 359,309 | | |
| | | 4,500,000 | 4,430,602 | | 69,398 | | |
| 5. 社会部費 | 1. 同和推進費 | 4,500,000 | 4,430,602 | | 69,398 | | |
| | | 6,300,000 | 6,298,492 | | 1,508 | | |
| | 1. 組織強化費 | 2,000,000 | 1,289,660 | | 710,340 | | |
| 6. 国際文化局費 | 1. 組織強化費 | | 1,200,000 | 1,276,660 | ○ 76,660 | 0 | 第2目より流用 |
| | | 2. 国内仏教徒会議費 | 800,000 | 13,000 | △ 785,492 | 1,508 | 第1目、第2項、第3項へ流用 |
| | 2. 機関誌発行費 | | 3,500,000 | 3,870,352 | ○ 370,352 | 0 | 第2目より流用 |
| | | 3. 時局対策処理費 | 800,000 | 1,138,480 | ○ 338,480 | 0 | 第2目より流用 |
| | 1. 国際運動費 | | 4,600,000 | 4,422,133 | | 177,867 | |
| | | | 3,300,000 | 3,249,300 | | 50,700 | |
| | 1. WFB関係費 | | 1,800,000 | 1,820,412 | ○ 20,412 | 0 | 第2目より流用 |
| | | 2. 国際仏教交流費 | 700,000 | 621,670 | △ 27,630 | 50,700 | 第1目3目へ流用 |
| | | 3. 国際渉外費 | 800,000 | 807,218 | ○ 7,218 | 0 | 第2目より流用 |
| | 2. 文化会議費 | | 1,100,000 | 972,833 | | 127,167 | |
| 1. 文化会議費 | | 800,000 | 672,833 | | 127,167 | | |
| 3. 教化諸費 | 2. 紀要作成費 | 300,000 | 300,000 | | 0 | | |
| | | 200,000 | 200,000 | | 0 | | |
| 7. 雑費 | | 361,000 | 308,300 | | 52,700 | | |
| 8. 基金繰入金 | | 500,000 | 500,000 | | 0 | | |
| 9. 子備費 | | 3,000,000 | 0 | | 3,000,000 | | |
| 支 出 計 | | | 92,151,000 | 84,811,140 | | 7,339,860 | |

特集 日本仏教界への提言

国際社会における日本仏教界の役割

鎌田 良 昭 (全仏国際専門委員)

全仏財団創立30周年記念特集記事として、前号(日本仏教界への提言①「同和推進、今後の展望」)に続いて、今月号も「日本仏教界への提言」を掲載する。今回は、鎌田全仏国際専門委員に国際問題について御寄稿賜り、また長谷川全仏顧問弁護士に法律問題、そして藤井正雄大正大学教授には、これからの社会における仏教界の対応の仕方について御意見を伺った。

世界仏教国の現状とかわり

戦後四十年を経た今日、日本は有史上未曾生の経済成長をとげ、国民の生活水準は、世界でもトップクラスに君臨するまでになった。しかし精神生活はこれに比例せず、様々な犯罪や社会悪或いは高齢化社会の中で、老人問題などが山積している現状にある。各仏教宗団は、これらの諸問題解決に向けて努力してはいるが、組織的に動いているまでには至っていない。それよりも、自個の保身や、宗団の維持に窮々としているのが実状である。さて、かつて仏教の盛んであった、旧仏領インドシナの、ラオス、カンボジア、ベトナムから仏教は去った。幾多の黄衣の比丘や、知識人は殺害され或いは捕えられ、人類の遺産である文化財の多くは破壊されてしまった。これはあたかも、今世紀初頭にインドから仏教が駆逐されたのに類似している。いわば、二十世紀における東南アジアの悲劇である。今や

南方仏教圏は、タイ、ビルマ、スリランカに顕著なまでに減少したといつてよい。といつても、ビルマには社会主義、スリランカには民族問題があり、満足に民衆の血や肉となつて王室と共に繁栄している仏教は、タイにおいては実状である。隣の中国は文化大革命によって、巨大な文化遺産は灰燼に帰してしまつたが、近年とみに宗教政策も緩和され、寺院教会の再建の鈍音が激しくなつて来ている。また日本から欧米諸国に伝播した仏教は、その国の民族習慣と融合して、夫々の特色を保つて開花しているが、信徒の多くは日系人の領域を出ていないようだ。

世界中の仏教徒の中には、政治的に或は人道上の差別をうけて、迫害に苦しんでいる人々がいるときく。世界仏教徒大会において、このような人々の救済がアピールされたことがあつた。WFB(世界仏教徒連盟)は、これらの問題に対しては何故か逃げ腰である。平和と人類の

幸福を求める私たち仏教徒は、気の毒な多くの人々を放置しておいて良いのであろうか。WFBは勇気を持つて、国際社会に訴え世論を喚起すべきではなからうか。全仏もWFB加盟の一員として、無責任であつてはならない。

南北仏教相互理解の推進

一九五〇年(昭和二十五年)九月、スリランカ(当時セイロン)において、世界仏教徒の親善と団結をうたつて第一回世界仏教徒大会が行われた。当時、国連大使であつたセイロンのG・P・マララセーケーラ博士の英断は、国際的な仏教組織結成の上で、正に画期的な決断であつたといわねばならない。そして、一九五二年(昭和二十七年)九月には、日本で初めての第二回世界仏教徒大会が行われ、これを契機として、従来からの仏教連合会は改組され、新生全日本仏教会が誕生した。全仏誕生以来、南北仏教の交流は日増しに活況を呈し、黄衣の比丘の

往来は激しさを増した。しかし乍ら、両者間の理解は、今も充分出来たとはいえない。テラババダ仏教圏の人々は、教條的戒律主義を堅持して、日本仏教の宗教性や真価を知らうとしない。日本には比丘はいない。ウバサーカだけで随落していると酷評するし、一方日本側は教條的戒律主義の中で、社会貢献度が薄いと批判している。おたがいに高い宗教性を尊重し合うという、仏教本来の寛容の精神に立つての交流でなければならぬ。南北仏教の真の理解がなされなければ、他宗教との協調はありえない。全仏はこの点にも充分留意して、今後の相互交流を進めねばならない。

ルンビニー復興の意義

釈尊の降誕の地「ルンビニー」の復興は、世界の仏教徒にとつて、今世紀最大の課題である。全仏は過去数年前から、真剣にとり組んでいるが、内外の諸問題があつて進展していない。佛教の聖地中

日本仏教界への提言

長谷川弁護士に聞く



法律問題、今後の展望

の聖地として、規模の大小は別としても、世界仏教のシンボルとなるよう協力しなければなるまい。それには、WFB自身

がイニシアティブをとって、各国の協力によって成しとげるべき性質のものと考え。全仏もWFBの構成員の一翼を荷

なって、聖地復興に尽力しなければならぬ。日本の協力こそ、長年に亘ってエコノミックアニマルと酷評されて来た汚

名返上に大いに役立つことであろうし、日本の国際的地位は、いやが上にも上ろうというものである。

全仏の顧問弁護士として、長年にわたり法律相談や税務問題に携わっていた長谷川正浩師に、「法律問題今後の展望」と題して、仏教界における、特に形而下の問題に焦点をあて、現況はどうなっており、また今後どのような方向に進んでいくのか、また我々ほどのように対処したらよいかについて御意見を伺った。(写真は長谷川弁護士)

葬儀社と一般企業の 経済基盤への浸食

これから大きな問題になってきそうなのは、葬儀社、一般企業による、寺院の経済基盤への浸食ということだ。

まず、葬儀社の浸食ですが、これまで寺院は葬儀について、真剣に取り扱わず、すべて葬儀社まかせでありました。そのことのひずみが今大きな問題となりつつあります。

例えば、葬儀の情報は、菩提寺よりも葬儀社の方に先につたわるシステムができてきています。

現在、70%の人々が病院や医院で亡くなっていますが、遺体が病院等から自宅

に運ばれる間に葬儀社が決定し、葬儀社は火葬場と連絡をとり、火葬の時間を決め、そこから逆算して葬儀の日時を決め、それからようやく寺院に連絡がとられるというのが現状です。そのようなシステムができあがってしまっているのです。

また、現在首都圏で、菩提寺をもっている人は四割といわれていますが、つまり六割の人は田舎に菩提寺があるか、あるいは菩提寺がなく、もし近親者が亡くなった場合、葬儀を行う僧侶のあてがないわけです。このような人々に対して、仏教寺院は、これまで真剣に考えてこなかったのです。そのため、葬儀社が僧侶を派遣するという事態を招いてしまいました。なかには、何宗のお経でも読めるという人を雇って、葬儀に向きさせるといふ葬儀社もできています。

これは極端な例だとしても、現在、葬儀社の紹介による葬儀は決して少なくはなく、また葬儀社に紹介されて葬儀を行う場合、葬儀社に一定のバックマージンを払うことが通例になっているという現状があります。

昭和58年の暮らしの友社の調査レポートによると、首都圏で葬儀社の紹介による葬儀は全体の5.5%、これは都区内だけで年間四千件を超えることになりました。紹介料は寺に入るお布施の20%が相場といわれており、計算すると相当大きなお

金が葬儀社に流れていることになりました。このように、僧侶がまるで葬儀社のセレモニー係のように用いられている現状があるのです。ここまで葬儀社の浸食を受ける背景には、僧侶が葬儀と仏教の教えとの関係をつかみきれず、葬式仏教と呼ばれることに胸をはって反論することのできないことへの後ろめたさがあり、そのため、葬儀というものを真剣にとりあわず、また一般大衆のニーズにいかにか答えるかということに配慮がなかったということがいえます。

寺院でおこなうべきことを代行する企業

さらにもうひとつ、きわめて注目すべき現象が起つています。それは個々の寺院でおこなうべきことを代行する企業が出てきているということです。

ある企業は、宗教団体の活性化、システム化、セミナー、一般檀信徒への教化システム等のデータベースを販売していますし、もつと驚くべきことは、戒名、法名を僧侶と提携して、生前に有料で与えるという企業がでてきたことです。この戒名、法名には価格が付けられており、エコノミークラス、ファーストクラスというランクまで付けられています。

このように、戒名、法名が一般企業の利潤追求の目的のために売買の対象にされようとしていることは、重要な意味を持っています。

即ち、これまで僧侶がやってきた法施と、檀信徒の行う財施とが、読経料とか

戒名料とかいう呼称で明らかないように、宗教的サービスとその対価関係にあるという意識を大衆に与えてきたということです。

法施と財施が対価関係にあるという大衆の意識がなければ、戒名、法名が売買されるという商売は成立しないわけで、このような意識を一般大衆にうえつけさせたのは、仏教界の責任でありましょう。このことは、布施の定額化と無関係ではありません。もちろん、その定額化の発想それ自体は大衆の要求と結びついていたわけですが、これが、法施と財施に対価関係ありとの大衆の意識を促進させたこともまちがいありません。

仏教界全体が組織的に対応して打開策を

このように、宗教活動にまで一般企業が入り込もうとしているわけですが、かつて、仏教界が葬儀社との関係のつくりかたを失敗したために、現在のような状況がつくりだされているのと同じように、この点についての対応をまちがえると、またもやこの先大変な事態をおこす可能性があります。

このような問題は、個々の寺院で解決していける問題ではありません。仏教界全体が組織的に対応し、打開策を考えなければならぬことはいうまでもないことであります。

このような現状があり、今後既成寺院における法律問題として、どんなことが起こるか、全く予断をゆるさないところ

があります。

対価関係がある所得は、課税の対象になるという考え方があり、そうすると財施収入も税の対象にという気運が生まれ、ないとも限りません。このようなことは、布施行の考え方に反することであり、何としても防がねばなりません。それには大衆の意識を元に戻すという努力を怠ってはならないでしょう。このような状況を背景にした税務攻勢に対して我々は具体的に如何に対処すべきかという問題があります。

仏教界が担う使命にはさまざまなものがあり、先頃の比叡山宗教サミットのような平和の問題、一般大衆の幸福をどう求めていくかといったことが、宗教に求められる本来の使命であります。その使命をはたすためには、経済基盤が弱体ではどうにもならないこともまた、誰もがみとめることであると思います。平和などの形而上の問題に対して、仏教界を支える経済基盤といったような形而下の問題は、公には議論されませんが、しかし、この点も非常に重要な問題であり、避けてとおるわけにはいかないことなのです。寺院を支える経済基盤の充実化といったような問題を組織的に解決することから目を覆っていきならば、いかに組織的に平和の問題を論じても砂上の楼閣になる可能性が強いと私は考えます。

これまで形而下の問題で、仏教界が組織的に、自己の意志によって状況を切り開こうとしたことは殆どなかったといえます。常に受け身の姿勢であり、そして

またそのことが今日の事態をまねいていることは確かです。今後は、もつと積極的な働き掛けが肝要であると思います。

特別擁護老人ホームと病院の中間施設

さて、このようなことに関連して、最後に付け加えたいのは、昨年の秋に健康保健法が改正されて、特別擁護老人ホームと病院の中間施設が、宗教法人にも設置する可能性がでてきているということ、を重視する必要があるということです。

これは、寺院の上質の土地を利用すれば、全額借入金で建物や医療施設を設置して、三年目からは剰余金がでてくるというという試算もあって、独立採算が可能であります。また一方、寝たきり老人を現在の病院から中間施設に移すことによって、医療設備を本当に治療が必要な階層にも解放し、宗教が治療に貢献するという、幅の広い老人医療に仏教寺院が関与することができます。これは独自に寺院の経済的基盤を確立させるだけでなく、公益法人たる宗教法人の役割の一端を老人医療の分野でもなうことができるというきわめて画期的な試みなのです。ところが、宗教法人に中間施設を設置することは、厚生大臣に認可される必要があり、それに厚生省をはじめ医師会の御理解が必要であることはいうまでもありません。この点、仏教界の組織的な働き掛けが期待されます。

(収録、文責・社会部)

日本仏教界への提言

藤井正雄大正大学教授に聞く

これからの社会における仏教界の役割

都市化や核家族化によって葬儀、墓地、寺院機能にどのような変化がみられているのか、どのような問題が起こりつつあるのか、またそれらのことに仏教界はどのように対応する必要があるのか。「これからの社会における仏教界の役割」と題して、藤井正雄大正大学教授に御意見を伺った。



藤井正雄教授

的地位があり、しかも経済的にゆとりがあるから、社会的な体面からも葬儀は盛大になる。立派な墓もつく。このような傾向が全国的にみられ、そのようなことから、寺院経営は安泰であり今のまま満足していても別に問題はないというような意識が仏教界にある

昭和59年の曹洞宗による檀信徒の意識調査によると、満足に葬式、法事を務めてくれる人が理想の僧侶像だと答えている人が圧倒的に多い。また、ほとんどの人が寺に行くのは葬式と法事の時と答えており、先祖供養のパイプが寺と檀信徒を結びつけ、そのパイプに通じてさえすれば寺院経営は安泰であると、そのような受け取れるところがある。

しかも、現在高齢化社会を迎え、たとえば八十歳の母親の葬儀をする場合、当然喪主は五十歳を越え、ある程度の社会

ことは確かである。

しかし、我々が認識していないだけであって、事態は刻々と変化していることに注意しなければならぬのである。

現在、都市寺院と農村寺院の檀信徒数の格差が非常に大きくなってきている。都市部では、戦後の経済復興とともに、農村からの夥しい流入者があり、一方農村では過疎現象が起こった。もともと、戦後の農地解放によって、農村寺院は大きな打撃を受けており、ますます疲弊し、兼務寺が非常に多くなる。一方都市寺院

藤井正雄氏 昭和九年、東京生まれ。大正大学大学院博士課程修了。専攻は宗教学（宗教社会学・宗教学人類学）。現在大正大学教授。主な著書に「現代人の信仰構造」（評論社）、「仏事の基礎知識」（講談社）、「高僧伝・法然」（集英社）など多数。日本宗教学会理事、儀礼文化学会常務理事、「医療と宗教を考える会」世話人も務めておられる。

は、流入者の急増により、葬式法事が非常に多くなり、四六時中葬儀に追われ、肝心の教化活動ができないのが現状である。それに対して農村寺院では、兼務が多くなり、住職は外へ出ることが多いから、檀信徒は寺に來なくなる。來ないから寺の収入が減るといふ悪循環を繰り返しており、寺院を維持することが精一杯で、こちらも教化にまで手がまわらない。このように全国的に檀信徒教化がおろそかになっている状況がある。各教団とも〇〇運動を起してはいるものの成功しているとはいえない。この問題は教団全体として信仰教団への脱皮を考えなくてはならない時期がきていることを認識する必要がある。

次に、明治維新で法的拘束力を失った



霊園では、漢字一字とか抽象的な文字を刻んだ墓が出現しはじめている。

ものの今日にまで生き続けている檀家制度に変質のきざしがみえはじめているという事実を認識しなければならぬ。核家族化が戦後から始まり、家という

観念が希薄になってきているという現状がある。従来檀家制度は家制度の安定した中に存在していたものであり、家制度がくずれると同時に檀家制度にも変質が

みられてきているのである。その一端を示す象徴的な事実が墓石に現れ始めている。

フリードマンという学者は、祖先崇拜を遠い先祖と近い先祖の二つに分け、中国、台湾、香港などでは明らかに遠い先祖よりも近い先祖が強調されはじめていると説いた。遠い先祖は「家」の系譜に

檀家制度変質のきざし

具体的にいえば、これまでのような先祖代々、あるいは名号や題目を刻んだ墓でなく、漢字一字とか抽象的な文字を刻んである墓が出現しているということである。

現在、世帯数の平均は三人とちよつとであり、つまり父と母に子供が一人という家庭が平均的な家族である。この子供が娘であった場合、嫁にだした後、両親は自分たちの墓を誰かにみてもらわなくてはならない。嫁にいった娘にみてもらう場合、姓が違ふ。なにに家の墓と刻むことができぬ。そこで、たとえば平和の「和」とか「心」などと刻み、墓誌を横に付ければ、縁故者で継承していきけるのではないかというアイデアが生まれてくる。これは、父系でも母系でもなく、いふなれば両親の系列、双系ともいえる。このような方向に現在変わりつつある。このように自己を中心とした縁ある人々といった先祖感、戦後はじまった霊友会系の思想とパラレルである。さて、このような檀家制度を、家単位

つながる先祖で、子孫を擁護する守護神的な要素があり、一方近い先祖は、亡き父母らに対する情緒的、感情的レベルの先祖で、これは祖先崇拜というよりメモリアリズム(追憶供養主義)といえる。そして、日本でも近い先祖が強調されはじめている。先祖代々の墓への意識が現在変わりつつある。

で支えていたものが、流動的になってきた。檀家という本来動かさるべきものが、動く傾向がみられはじめていたのである。このような抽象的な文字を刻んだ墓といふものは、具体的には、例えば都営八王子霊園の場合は全体のわずか2%にすぎない。しかし、この2%という数字は、そのような方向に動く兆しを示唆していることは確かである。

このように檀信徒の何割かは流動的になり、寺と檀家を先祖代々で継承していた絆である墓そのものが、絆にはなりえなくなつてきているのである。となると、これまでのように檀家制度の上にあぐらをかいてはいられなくなつてくる。今後、檀信徒と寺を結ぶ絆は教化ということになるであろう。これは前述の教化の衰退という現状と重ねて考えなくてはならないことである。

ところで、この近い先祖への移行という動向は、単に檀家制度の一角がくずれはじめたという意味だけでなく、もうひとつ重要な問題を示唆していることに注

意しなければならぬ。

死者崇拜を僧侶が助長

これまで、遠い先祖というのは、仏と同義的なものとして考えられ、またそのように教化されてきた。清められた先祖の霊が子孫を擁護してくれるというような説明がなされてきた。ところが、遠い先祖よりも、近い先祖が強調されると、自分のイメージのある人を祀るという傾向が強くなっていく。亡き人を、身近な人のメモリーとして供養が行われる。これはいかなれば新興宗教の思想に近いもので、仏よりも、死者の祭祀に重点がおかれることを意味する。このような死者崇拜は、仏教の本旨でないはずである。

仏教はあくまで仏を中心におくものである。しかし、この誤った動向には、実は仏教者自身が助長している面があることを認識する必要がある。

それは何かといえば、寺の本堂を葬儀場とした場合、棺の内陣飾りが、一般的になつていくということである。つまり、葬儀の時、死体を御本尊前におき、僧侶はそれに向かって儀礼を行うことが一般的になつていく。住職は仏の代理として役目をはたすのだから、仏に向かって儀式をするのはおかしいのである。

いうまでもなく葬儀の儀礼は、真宗や日蓮宗を除いて、授戒会と引導会とからなる。死者に授戒を施して仏弟子として、浄土へ引導するという構成である。そして、得度式や仏前の結婚式のように、導

師は内陣に座して、本尊を背にして、外陣にしつらえた棺の前にして作法をとりおこなう。これが本来のあり方であり、このことは、各宗派とも法式集や儀軌に書いてあるはずである。

仏教の本旨は死者崇拜にあるのではない。儀礼の場においては本尊を供養することが中核であり、本尊に帰依し、供養することによって得られた功德を死者に振り向けるのである。けつして死者そのものを礼拝するものではない。本尊の前に棺をおくことは、本尊への礼拝を死者をとおして礼拝することになつてしまふ。一般の参列者は、死者のことをホトケといひ慣らしてきたように、本尊の前に死者がおかれていくのをみて、死者が仏と同格におかれていくと理解するであろう。このように僧侶の側で死者崇拜を助長しているのである。

このことは、墓地についてもいえる。墓はもともと、仏塔と墓塔を兼ねるもの

新しく問われる生死問題

宗教には、教団維持の機能と精神界をリードする挑戦の機能(教化)がある。仏教界において、挑戦の機能がおろそかになつていくことは前述のとおりである。いうまでもなく、仏教における根本的な精神界への機能は、生死の解脱というこ

であった。だから仏の種子などが刻まれていた。そして、葬儀の儀礼構造と同じに、仏塔に刻まれた仏を供養することによって得られた功德を仏弟子となつて地下に埋葬されている者に振り向けるという仕組みになつていく。

ところが、現在建立される墓には、ほとんど仏塔としての様式が欠落している。このことは、僧侶が墓を建てることの意味をよく理解せず、あるいは墓の建て方を墓石業者にまかせてしまつていくからである。僧侶は、仏の教えと現在自分がなしている儀礼が正しく合致しているのか、考える必要がある。

僧侶が、仏教者であることを忘れて、葬式屋とかお経読み屋になつてはいけな。そうならないためには、仏教者としての原点に帰る事である。原点に帰るとは先祖の心に帰ることに他ならない。現在、一般企業による葬式屋などが話題になつていくが、僧侶が原点に帰り、仏教者としてあるべき姿を見出せば、それらに対抗する道はおのずと開けてくるのである。

式により、遺族に故人もさぞ喜んでいてしようという精神安定剤的な働きしかできていない。この点、反省しなければならぬ。

しかも、生死の問題は別の形で、仏教界へ解答をせまつていくことを認識しなければならぬ。すなわち男女の産み分け、臓器移植の問題等の大きな社会問題である。これらは、仏教界に「いのち」への本源的な問いかけをしているのである。例えば、脳死、臓器移植の問題。ここでは死んだような状態で脳死と判断され、人口呼吸器で機械的に心臓を動かす。その心臓を移植することによって他の一人の命が救われる。しかし、その死んだような状態だった人間は死ぬ。人間の身体が部品のように考えられているこの医学の領域で、人間の命をどのように考えたらよいのか、どのような生命倫理をつくっていけばよいのか。このような、これまで仏教にはなかつた新しい問題が提示されている。科学や医療の発達によつて、このような問題は今後次々と押し寄せてくる。

これらの問題は、けつして個人的に解決できる問題ではない。組織的な対応が必要である。仏教者ひとりひとりが受け止めたものを、全仏がどのような形で受け止めていくのか、またそういった問題をどのような形で、末端の個々の寺院までもどしていくのか、全仏には、このような組織的な円滑さが求められてくるであろう。

(収録、文責・社会部)

一、仏教―差別―解脱
仏教では、差別を「しゃべつ」とよび、これは煩惱がもたらすものだとし、それ故に、この煩惱―差別からの解脱を仏法の第一義としている。

ところが日本に渡来してからおおよそ一千年を経た十七世紀頃―とりわけ同和推進上から観る限り―の仏教は、完全に近世幕藩体制の下に組み込まれ、幕藩が強制していく被差別階層におとしめられた人びと（以下、「部落大衆」という）に対する身分外身分、社会外人間という人間性無視と侮蔑の差別虐待政策にも、別して抗することもせず、むしろこれを宿業の故だとし、諦めを説き、なおその上に仏教者自らの手でこの「部落大衆」に対し差別戒名を授けるなどの教軌外作法をもって差別して来たのではなかったか。

別体質を抜本的に変革すること、これ以外に差別―解脱の道はないと思うのである。

二、運動―差別―解放
部落解放同盟では、差別は「さべつ」とよび、部落差別とは、政治権力が人民支配の手段として構成した不合理極まる人間冒瀆、人権抑圧の差別だとし、それ故に、部落解放の運動は、「部落大衆」の総力を結集して、この差別を撥ね返し、完全解放を勝ち取るためには、徹底的糾弾をも敢て辞さないとの不退

また、現今、国際化時代を迎えたと名をのみの依然とした家柄・血統のイ意識、排他、閉鎖性のムラ意識が生き続け、そしてそれが部落差別を支える温床となっている。―この我が国社会の因習性・封建性を（同時にこの際仏教のかかわり方が問われていることにも目をそらすことなく）直視するがよいと思う。

さらに部落差別の深刻さは、日本人の内面に沈澱する心理的差別と、日本社会の外面に顕現する実態差別のの極

同和推進のために

差別―解脱―解放―解決

寺沢 堯運 (高野山真言宗 同和委員会専門委員)

転の決意をもって闘いを進めている。もっともこの運動の本命は、あくまでも政治の責任を追及することにあるのであるが、ただそれだけにとどまる

桔によって、人間として誰もが保障されるべき当然の生きる権利さえも踏み躪られている差別の事実が厳存していることである。

社会的・文化的分野の隅すみにまで浸透し弥漫している差別性をも解放しなければならぬという深刻な差別の実状がある。

ここにおいて、この差別―解放といふことは、ひとり部落解放運動団体のみがこれを担うべきことではなくて、まさに「国」および「国民」の総力を挙げてみなくてはならない。真摯誠実に取り組むべき主題であると強く思うのである。

すでに、全国水平社が起ってからでもいま六十五年目を迎えているが、差別の現状は果してどうであろうか。

三、政治―差別―解決
戦後、わが国の政治は、主権在民主

最大課題は、この積年の差別意識、差

答えは、国民各自の胸に問うがよい。

義、平和主義、基本的人権尊重主義を原理とする日本国憲法に基づいた、いわゆる民主政治に変革された。が、そのうち「同対審」答申によって明らか

にされた。「いわゆる同和問題」とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいじりしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもつとも深刻にして重大な社会問題である。」とのこの同和問題については、ようやく十八年前から「同和对策法」が公布・施行されて来たが、これによって部落差別の一面たる低位なる環境の改善には一定評価せらるべき寄与があったとはいえず、その本質的差別の解決には、なお一層の法的措置が望まれる状態にある。そして、その上にこの部落差別をはじめとするあらゆる差別の解決の課題は、ひとり日本国のみならず、今や国際的（人権規約・差別撤廃条約批准など）課題ともされている時代である。ここにおいて、この差別―解決の究極の責務はいよいよもって政治の担うべき重要課題であると深く思うのである。

全仏財団創立30周年記念式典

(昭和62年10月7日開催)

一、全日本仏教会関係者物故者追悼法要
全日本仏教会功労者表彰式
(午後二時より・増上寺大殿)

二、記念講演

梅原猛先生「日本仏教の特質と将来」
(午後三時半より・増上寺大殿)

三、祝賀会

(午後六時より・東京プリンスホテル
「鳳凰の間」)

記念事業実行委員会

阿部野竜正会長を総裁、若槻理事長を
実行委員長とする「全日本仏教会財団創
立30周年記念事業実行委員会」は、去る
七月二十七日、東京グランドホテルにお
いて発会式を開催。記念事業の成功を期
して全力をそそぐことを確認した。尚、
実行委員会を構成する各委員会の委員長、

副委員長は次の各師が選出された。

(総務委員会)加藤海晃委員長、齋藤价洲
・磯山福正副委員長／(勸募委員会)川井
匡俊委員長、若崎宗秀副委員長／(記念誌
編集委員会)摩尼清之委員長、若林隆光・
宝田正道副委員長／(式典委員会)旗本宏
昌委員長、樹谷淳宣・藤木雅雄副委員長
／(国際委員会)近藤隆敬委員長、安本利
正・井上日宏副委員長

『事務局録事』

(七月)

(七月・八月)

(八月)

- 一日 局内会議
曹洞宗差別戒名法要参列
- 二日 信教の自由に関する委員会
九日 法律相談
- 二十一日 宗教サミット運営委員会出席
- 二十三日 同和委員会
日宗連税制委員会出席
国際専門委員会
- 二十三日 局内会議
法律相談
- 二十七日 記念式典実行委員会
二十八日 負担金検討委員会
三十一日 局内会議
- 三日 記念誌編集委員会
三日、四日 比叡山宗教サミット出
席
- 五日、七日 WFB執行委員会
十九日 式典委員長・副委員長会議
二十一日 局内会議
二十七日 同和委員会
法律相談
- 三十日 念法真教支院入仏落慶参列
三十一日 勸募委員会



株式情報生中継

わが家で証券取引



山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用になれません。)

※平日8:00~18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00~14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料金無料)
☎(局番なし)0120-001234

お近くの山一證券でもお問合わせ・お申込みを承ります。お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン

SUN-LINE

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

昭和六十二年九月一日発行
九月号 第三三二号
発行人 野口善雄
発行所 財団法人 全日本仏教会
〒一〇五 東京都港区芝公園四一七一四
電話〇三(四三七)九二七五